

戸田市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

平成30年9月6日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定に基づき家庭的保育事業者等に対して実施する指導監査について必要な事項を定めることにより、家庭的保育事業等の適正な実施の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、戸田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号。以下「条例」という。）その他関係法令で使用する用語の例による。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 居宅訪問型保育事業
- (4) 事業所内保育事業

(指導監査の体制)

第4条 指導監査班は、保育幼稚園室の職員2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として副主幹以上の職にある職員とする。

2 前項の場合において、必要に応じて指導監査班に関係課等の職員を加えることができる。

(指導監査の方針)

第5条 指導監査は、法並びに児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号厚生労働省児童家庭局長通知。以下「国監査通知」という。）及び児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に沿って、これまでの指導監査の結果等を勘案して、効率的に実施する。

2 市長は、指導監査を適切に実施するため、当該年度の重点事項等を含む指導監査実施計画を策定する。

(指導監査の事項)

第6条 指導監査は、次に掲げる事項について実施する。

- (1) 事業所の運営の状況
- (2) 利用者の処遇の状況
- (3) その他必要な事項

(指導監査の区分)

第7条 指導監査は、次に掲げる国監査通知に定める監査をいう。

- (1) 一般指導監査
- (2) 特別指導監査

(一般指導監査の方法)

第8条 一般指導監査は、既存の家庭的保育事業者等に対し児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4の規定により実施し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく確認基準等の指導監査と併せて実施する。

2 一般指導監査は、第6条各号に掲げる事項について、関係書類及び帳簿を検査することにより実施する。

3 市長は、一般指導監査において、検査ができなかった事項があるときは、当該事項について再度検査をさせることができる。

(特別指導監査の方法)

第9条 特別指導監査は、その目的及び効果等をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急性に応じ、次の各号のいずれかに該当する場合に、実地において、重点的に、かつ継続が図られるまで実施する。

- (1) 正当な理由なく一般指導監査を拒否したとき。
- (2) 一般指導監査により指示した事項に改善が認められない状況が継続したとき。
- (3) 家庭的保育事業等の運営に重大な問題が生じ、又は生じる可能性があるとき。

(指導監査に係る通知等)

第10条 指導監査の対象となる家庭的保育事業者等を決定したときは、あらかじめ指導監査の期日、指導監査を実施する職員その他必要な事項を文書により家庭的保育事業者等に通知する。この場合において、市長は、指導監査に必要な書類の提出を求めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別指導監査は、事前の通知なく実施できるも

のとする。

(指導監査の結果報告)

第11条 指導監査職員は、指導監査終了後、家庭的保育事業者等の代表者及び関係職員に出席を求めてその結果について講評し、改善が必要な事項を口頭で指示するものとする。

2 指導監査職員は、改善が必要な事項その他の問題点について関係者の理解を求め、その発生原因と是正改善の方法について協議し、又は意見交換を行い、併せて家庭的保育事業者等としての意見又は要望を聴取するものとする。

3 指導監査職員は、指導監査終了後、速やかに指導監査の結果について復命書を作成し、こども青少年部長に報告するものとする。

(指導監査の結果に基づく措置)

第12条 市長は、指導監査の結果、是正又は改善を要すると認められた事項について、軽微なものを除き、後日、指導内容を家庭的保育事業者等に対し、文書により通知するものとする。この場合において、市長は、是正又は改善を求めた事項のうち、重要な事項については、家庭的保育事業者等の代表に対して、期限を付して改善報告書の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定より提出された改善報告書について、是正若しくは改善を終えていない事項があると認めるとき又は改善報告書の内容が不十分であると認めるときは、家庭的保育事業者等に対し必要な指導を行うものとする。

(指導監査の記録及び公表)

第13条 市長は、指導監査の実施状況及び結果並びに実施後の是正又は改善の状況について指導監査実施結果報告書を作成し、記録するものとする。

2 前項で作成した報告書の概要は本市のホームページにおいて公開するものとする。

(死亡事故等重大事故が発生した場合の留意点)

第14条 家庭的保育事業等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、以下の点に留意するものとする。

(1) 検証結果を踏まえた再発防止策についての当該施設における対応状況等を確認すること。

(2) 検証の結果については、今後の指導監督に反映させること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日より施行する。